

英国知的財産庁、メキシコ産業財産庁との協力を合意

2011年10月27日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、10月24日、メキシコ産業財産庁（IMPI）との協力を合意した旨、プレスリリースを行った。

本合意は、5月18日に公表された「デジタル機会：知的財産と成長」と題する報告書（通称：ハーグリーブス・レビュー）において示された「英国は知的財産における国際的な利益を追求し続けるべきである」との提言に従ったものであり、同報告書を受けて UKIPO が8月3日に公表した「英国の国際知的財産戦略」においても、主要な二国間関係を構築するとの目標が掲げられていた。

本合意の具体的内容については明らかにされていないものの、知的財産分野および情報技術サービスにおける二庁間の協力活動を発展・拡大させるためにグローバルかつ柔軟性のある構造を確立することが本合意の目的であるとしている。また、期間は3年間であり、一方が終了させない限りさらに3年間自動延長される。

同プレスリリースにおいて、ウィルコックス知的財産担当政務次官は、次のようにコメントしている。「本合意は、英国とメキシコが、知的財産権のエンフォースメント等の分野におけるベスト・プラクティスを共有し、また、世界的な特許出願の滞貨問題を解決することを認めるものである。また、メキシコおよび英国において自らの権利を保護しようとする中小企業を支援し、それによって中小企業にビジネス成長の最善の機会を提供し、経済を発展させる。メキシコは、知的財産の問題について中南米において影響力のある発言者であり、政府は、世界中の革新的なビジネスの成長を促進するために、国際的なパートナーとの関係を構築している。」

一方、IMPIのロケ長官は、次のように述べた。「知的財産に関して英国との協力関係を開始することができ、胸を躍らせている。本合意の締結は、国内レベルだけではなく国際的な分野においても、とりわけ UKIPO のような主要な庁と、知的財産権のエンフォースメントに役立つ我々の強力な責任を明確に示している。グローバル化の時代の中、政府がイノベーションのような共通の理解に対して共同で取り組むことは緊急の課題である。この関係が、我々の知財政度を改善し、両国の経済における知財の利害関係者に利するものであると、確信している。」

— UKIPO のプレスリリースは、以下参照 —

[UK and Mexico sign agreement on intellectual property and growth](#)

- 英国の国際知的財産戦略に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[英国知的財産庁、国際知的財産戦略を公表（2011年8月8日）（PDF）](#)
- ハーグリース・レビューに関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[英国知的財産庁、「知的財産と成長」と題する報告書を公表（2011年5月21日）（PDF）](#)

(以上)